

		中国	香港	インド	インドネシア	
全般	法人所得税率	25.00%	16.50%	32.45%(2013年度は33.9%)	25.00%	
	国外所得に対する課税	課税	非課税	課税	課税	
	キャピタルゲインに対する課税	課税	非課税	課税	課税	
	欠損金の繰越期間	5年	制限なし	8年	5年	
	連結納税制度	なし	なし	なし	なし	
	その他の留意事項	納税者によるセルフチェックの要請が多用される傾向にある	法定税率が20%以下のため、タックス・ヘイブン対策税制の適用に注意。日本との租税協定の内容にも留意	最低代替税(MAT)あり。税務調査による不合理課税に注意	還付請求に伴う税務調査について	
進出段階	のれんの償却	不可	不可	基本的に不可	可	
	その他の留意事項	駐在員事務所のPEリスクが高い	-	駐在員事務所のPEリスクあり	資産買収の際の間接税への影響	
事業活動段階 (移転価格税制)	国外関連者の定義(形式基準)	25%以上	なし	26%以上	25%以上	
	移転価格文書化	必要	推奨	必要	必要	
	租税条約上の対応的調整規定	なし	あり	あり	なし	
	対応的調整の期間制限	- (期間制限なし)	期間制限なし	期間制限なし	-(期間制限なし)	
	日本との相互協議の実績	あり	なし	あり	あり	
	日本と事前確認(APA)の実績	あり	なし	なし	なし	
	移転価格税制に係るその他の留意事項	移転価格税制の執行状況が厳しい	移転価格税制の執行環境が徐々に整備されてきている	移転価格税制の執行上の動向に注意	相互協議による対応的調整の実情	
事業活動段階 (使用料の回収)	使用料の源泉税	国内法上の税率	10%	4.95%	10%(2013年度は25%)	20%
		租税条約上の制限税率	10%	5%	10%	10%
		適用される税率	10%	4.95%	10%	10%
	留意事項	国内法について、一定の場合には0%。租税条約について、みなし20%	-	国内法において、別途サーチャージと教育目的税が課される	-	
	使用料の回収に係るその他の留意事項	子会社側のロイヤルティの損金性の可否について注意を要する	-	-	子会社側のロイヤルティの損金性が厳しい	

			中国	香港	インド	インドネシア
利益還流段階 (配当の回収)	配当源泉税	国内法上の税率	10%	0%	0%	20%
		租税条約上の制限税率	10%	5%または10%	10%	10%または15%
		適用される税率	10%	0%	0%	10%または15%
		留意事項	国内法について、一定の場合には0%。租税条約について、みなし20%	配当源泉税が課税されないため、配当による利益還流が効率的	-	租税条約について、12か月以上25%以上保有の場合は10%。その他の場合は
	その他の配当関連課税	-	-	配当に伴って課される配当分配税(DDT)あり	-	
子会社の税引前利益100に対する日本親会社の税引後手取額			66.08	81.91	66.27	66.08
利益還流段階 (利息の回収)	利子源泉税	国内法上の税率	10%	0%	5%または10%	20%
		租税条約上の制限税率	10%	10%	10%	10%
		適用される税率	10%	0%	5%または10%	10%
		留意事項	-	-	国内法において、一定の対外商業借入に係るものは、2015年6月30日まで5%の軽減税率。その他の場合は20%。また、別途サーチャージと教育目的税が	-
	過少資本税制	あり(2:1)	なし	なし	なし	
利息の回収に係るその他の留意事項			-	利息の損金算入制限あり	-	-
事業再編段階	留意事項		非課税再編あり。香港中間持株会社との関係についての要件規定に留意	中間持ち株会社の設置国の適用性、および香港経由の中国投資について	非課税再編あり	-
事業撤退段階	譲渡益課税	租税条約(源泉地国課税)	課税可	基本的に免税	課税可	免税
		国内法	課税	課税なし	課税	(略)
		結論	課税	課税なし	課税	課税なし
		留意事項	精算手続・持分譲渡時の譲渡価額・間接譲渡の場合	香港中間持株会社を経由する中国事業子会社の売却について	シンガポール中間持株会社によるインド事業子会社株式の売却および間接譲渡について	-

		韓国	マレーシア	フィリピン	シンガポール	
全般	法人所得税率	24.20%	25.00%	30.00%	17.00%	
	国外所得に対する課税	課税	非課税	課税	シンガポールに送金されない限り非課税(ただし、送金されても非課税になる場合あり)	
	キャピタルゲインに対する課税	課税	非課税	課税	非課税	
	欠損金の繰越期間	10年	制限なし	3年	制限なし	
	連結納税制度	あり	グループ・リリーフ制度あり	なし	グループ・リリーフ制度あり	
	その他の留意事項	-	法定税率が20%以下のため、タックス・ヘイブン対策税制の適用に注意	欠損金の繰越期間が短い。最低法人所得税(MCIT)あり	法定税率が20%以下のため、タックス・ヘイブン対策税制の適用に注意	
進出段階	のれんの償却	可	不可	不可	不可	
	その他の留意事項	-	-	支店から本店への送金に支店利益税(BPT)が課される場合がある	株主変更による欠損金(およびその他の繰越項目)の失効	
事業活動段階 (移転価格税制)	国外関連者の定義(形式基準)	50%以上	なし	なし	なし	
	移転価格文書化	必要	必要	必要	推奨	
	租税条約上の対応的調整規定	あり	あり	あり	あり	
	対応的調整の期間制限	期間制限なし	期間制限なし	期間制限あり	期間制限なし	
	日本との相互協議の実績	あり	あり	なし	あり	
	日本と事前確認(APA)の実績	あり	なし	なし	あり	
	移転価格税制に係るその他の留意事項	-	-	-	関連者間の役務提供に係るガイドラインと文書化及び相互協議の実情	
事業活動段階 (使用料の回収)	使用料の源泉税	国内法上の税率	20%	10%	30%	10%
		租税条約上の制限税率	10%	10%	10%	10%
		適用される税率	10%	10%	10%	10%
	留意事項	-	-	租税条約について、一定の使用料は限度税率15%。また、みなし15%	-	
	使用料の回収に係るその他の留意事項	-	-	-	-	

			韓国	マレーシア	フィリピン	シンガポール
利益還流段階 (配当の回収)	配当源泉税	国内法上の税率	20%	0%	30%	0%
		租税条約上の制限税率	5%または15%	5%または15%	10%または15%	5%または15%
		適用される税率	5%または15%	0%	10%または15%	0%
		留意事項	租税条約について、6か月以上25%以上保有の場合 は5%。その他の場合は 15%。	配当源泉税が課税されな いため、配当による利益 還流が効率的	租税条約について、6か月 以上10%以上保有の場合 は10%。その他の場合は 15%。また、みなし20%	配当源泉税が課されない ため、配当による利益還 流が効率的
	その他の配当関連課税	-	-	配当をしない場合の留保 金課税 (IAET)あり	-	
子会社の税引前利益100に対する日本			70.57	73.58	61.67	81.42
利益還流段階 (利息の回収)	利子源泉税	国内法上の税率	20%	15%	20%	15%
		租税条約上の制限税率	10%	10%	10%	10%
		適用される税率	10%	10%	10%	10%
		留意事項	-	-	みなし15%	-
	過少資本税制	あり(3:1)	あり(比率未定)	なし	なし	
利息の回収に係るその他の留意事項			-	-	-	関連者間の金銭貸借取引 に係るガイドライン、及び 利息の損金算入制限
事業再編段階	留意事項		非課税再編あり	統括会社に対する優遇税 制について	統括会社に対する優遇税 制あり	統括会社に対する優遇税 制を含む中間持株会社の 設置国としての適性
事業撤退段階	譲渡益課税	租税条約 (源泉地国課税)	要件に合致すれば課税	課税可	免税	要件に合致すれば課税
		国内法	課税	課税なし	(略)	課税なし
		結論	要件に合致すれば課税	課税なし	課税なし	課税なし
		留意事項	-	-	-	シンガポール中間持株会 社によるインド事業子会 社株式の売却について

		台湾	タイ	ベトナム	
全般	法人所得税率	17.00%	23%(2013年度および2014年度は20.00%)	25.00%	
	国外所得に対する課税	課税	課税	課税	
	キャピタルゲインに対する課税	課税	課税	課税	
	欠損金の繰越期間	10年	5年	5年	
	連結納税制度	あり	なし	なし	
	その他の留意事項	法定税率が20%以下のため、タックス・ヘイブン対策税制の適用に注意。代替ミニマム・タックス(AMT)あり	タックス・ヘイブン対策税制の適用に注意	優遇税制の適用により、租税負担割合が20%以下になりやすいため、タックス・ヘイブン対策税制の適用に注意が必要。厳格な費用の損金算入制限あり	
進出段階	のれんの償却	可	可	可	
	その他の留意事項	-	支店利益税あり。「のれん」の償却について	-	
事業活動段階 (移転価格税制)	国外関連者の定義(形式基準)	なし	なし	20%以上	
	移転価格文書化	必要	必要	必要	
	租税条約上の対応的調整規定	なし	あり	あり	
	対応的調整の期間制限	なし	期間制限あり	期間制限なし	
	日本との相互協議の実績	あり	あり	なし	
	日本と事前確認(APA)の実績	あり	あり	なし	
	移転価格税制に係るその他の留意事項	日本との間に租税条約がなく、相互協議による二重課税の排除が見込めず、二国間APAも締結できない点	日本親会社への本社費(役務提供対価)支払いの損金性について	事前確認(APA)制度(導入予定)	
事業活動段階 (使用料の回収)	使用料の源泉税	国内法上の税率	20%	15%	10%
		租税条約上の制限税率	租税条約なし	15%	10%
		適用される税率	20%	15%	10%
	留意事項	-	日本親会社への支払い(出張費用等)に対する使用料認定について	-	
	使用料の回収に係るその他の留意事項	-	-	-	

			台湾	タイ	ベトナム
利益還流段階 (配当の回収)	配当源泉税	国内法上の税率	20%	10%	0%
		租税条約上の制限税率	租税条約なし	15%または20%	10%
		適用される税率	20%	10%	0%
		留意事項	租税条約がなく、配当源泉税率が高いため、配当による利益還流の効率性	資本の払戻しに伴う源泉課税について	配当源泉税が課されないため、配当による利益還流が効率的
	その他の配当関連課税		配当しない場合の未配分利益への課税について	-	-
子会社の税引前利益100に対する日本			64.82	67.84	73.58
利益還流段階 (利息の回収)	利子源泉税	国内法上の税率	20%	15%	5%
		租税条約上の制限税率	租税条約なし	25%	10%
		適用される税率	20%	15%	5%
		留意事項	-	-	内国法上の利子源泉所得税率は2012年3月1日より適用
	過少資本税制		あり(3:1)	なし	なし
利息の回収に係るその他の留意事項		-	-	利息の水準による損金算入制限について	
事業再編段階	留意事項		-	非課税再編にいて。統括会社に対する優遇税制あり	-
事業撤退段階	譲渡益課税	租税条約(源泉地国課税)	-	課税可	要件に合致すれば課税
		国内法	株券発行していなければ課税	タイ法人等への譲渡の場合課税	課税
		結論	株券発行していなければ課税	タイ法人等への譲渡の場合課税	要件に合致すれば課税
		留意事項	株式(持分)売却時の譲渡益課税について	株式売却時の譲渡益課税について	-

